

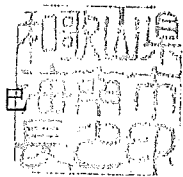


海南市告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市に次のとおり新たに生じた土地を確認した。

令和元年 7 月 4 日

海南市長 神 出 政 巳



記

1 場所

海南市冷水字大谷 325 番地 34 及び 325 番地 16 の地先公有水面

2 面積

1,970.46 m²

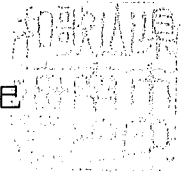


海南省告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を定めた。

令和元年 7 月 4 日

海南省長 神 出 政 巳



記

次の場所及び面積の公有水面埋立地を和歌山県海南省冷水宇大谷に編入する。

1 場所

海南省冷水宇大谷 325 番地 34 及び 325 番地 16 の地先公有水面

2 面積

1,970.46 m²